

岩国市監査告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

令和2年度第3回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

環境部（環境保全課、環境事業課、環境施設課）

産業振興部（商工振興課、観光振興課、錦帯橋課、生産流通課、農林振興課、水産港湾課）

3 監査の実施期間

令和2年12月9日から令和3年1月14日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和2年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和2年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。